

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部安心居住課（06-6208-9222）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	長期優良住宅建築等計画の認定計画実施者の地位の承継にかかる承認
概 要	長期にわたり良好な状態で使用するための措置が構造及び設備について講じられた優良な住宅（長期優良住宅）の普及を促進することを目的とした「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が施行されています。本市では、法律に基づき、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有し、かつ居住環境の維持・向上への配慮や一定の住戸面積を有する住宅の「長期優良住宅建築等計画」又は「長期優良住宅維持保全計画」の審査を行います。 当該住宅を建築・維持保全しようとする者は「長期優良住宅建築等計画」又は「長期優良住宅維持保全計画」を提出し、基準に適合すると認められるときは、市長が計画の認定を行います。 認定計画実施者の一般承継人又は認定計画実施者から必要な権原を取得した方は、市長の承認を受けて、当該認定計画実施者が有していた計画に基づく地位を承継することができます。
根拠法令等 及び条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第10条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則 第14条
審査基準	認定計画実施者の一般承継人又は認定計画実施者から必要な権原を取得した者
標準処理期間	7 日
経由日数	なし
提出先	都市整備局企画部安心居住課
提出時期	随時
提出方法	地位の承継が生じた原因等を明記した「承認申請書」及び添付書類を提出してください。
手数料	1 件あたり 1, 5 0 0 円
相談窓口	都市整備局企画部安心居住課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000036681.html
備 考	